

令和5年度 第6回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和5年8月21日（月） 午後2時30分から午後3時00分まで

2. 場所： 西宮市役所 第二庁舎4階 B405会議室

3. 出席者：

【委員】（14名）

（会長）	1番	松本	俊治
（委員）	2番	前田	豊
	3番	松本	強
	4番	中松	良友
	5番	高田	敏治
	6番	古塚	雅章
	7番	木下	勝博
	8番	亥野	祐一
	9番	芝辻	直和
	10番	奥村	幸弘
	11番	大前	有三
	12番	光岡	大介
	13番	松本	彌生
	14番	庄治	郁夫

【事務局】

（事務局長）上野 孝弘 （主査）松谷 卓人 （主査）中田 奈緒美 （主査）増尾 尚之
（産業文化局長）長谷川 賢司 （産業文化総括室長）杉原 和彦

4. 欠席者：0名

5. 傍聴者：0名

6. 議事案件：

- 【議案第15号】 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件 <審議結果：承認>
- 【議案第16号】 「都市農業における農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」の改正に係る意見聴取の件 <審議結果：農業委員会の意見なし>
- 【報告第14号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第15号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第16号】 農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 ご出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。
定刻になりましたので、ただいまから、農業委員会総会を開会します。
本日の出席委員は14名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、
成立しています。
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、3番 松本強委員と、4番 中松委員を議事録署名委員に指名します。
それでは、これより議案の審議に入ります。
議案第15号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件」を上程いたします。
事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第15号について説明いたします。
【議案書朗読】
申請地において、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づき、相続税の納税猶予の適用を受けるにあたり、農業委員会に対し、相続人が納税猶予の適格者に該当することについて、証明書の交付申請がなされたものです。以上で、議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明をお願いします。
松本彌生委員、お願いします。
- 松本(彌)委員 議案第15号についてご説明いたします。
申請農地の位置は配布資料のとおりです。これらの農地は、相続人により耕作地として適正に管理されております。
以上で、地元委員の説明を終わります。
- 議長 地元委員の説明は終わりました。
本件に対して御質問、御意見はございませんか。
- 委員 (質問、意見なし)
- 議長 なければ、議案第15号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件」につきましては、交付することにして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 御異議がないようですので、議案第15号につきましては、交付することとします。
続きまして、議案第16号「都市農業における農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」の改正に係る意見聴取の件を上程いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第16号について説明いたします。

【議案書朗読】

この基本構想は農業基盤強化促進法に基づき、西宮市(農政課)が平成24年9月に策定し、平成28年9月に一部改正されています。この度、農業経営基盤強化促進法の一部改正(令和4年5月)、兵庫県の基本方針の一部改正(令和5年6月)を受けて、本市の基本構想も改正する必要が生じており、農業基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、農業委員会に対し意見が求められています。次に、主な改正点について、2点説明いたします。

【資料朗読】

1点目は、農業を担う者の確保及び育成に関する事項につき、関係機関との連携・役割分担の考え方において、農業委員会との関わりが述べられている点です。

新規農業者や就職希望者から相談がある場合は、事務局から各地域の農業委員の方に、紹介できる農地があるか等の問い合わせをさせていただきます。

2点目は、地域計画を策定するための協議の場を設定すること等が述べられている点です。地域計画とは、市街化調整区域の農地に対し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するものであり、令和7年3月31日までに策定することが求められています。

今後、市街化調整区域のある農会に対し、農政課と農業委員会が連携して説明会を行うことがある場合には、その地区の農業委員の方にもご出席いただく予定です。

以上で、議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第16号「都市農業における農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」の改正に係る意見聴取の件につきましては、「意見なし」で西宮市長へ回答することにして御異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第16号につきましては、「意見なし」で西宮市長へ回答することとします。

議長 これより、報告案件に入ります。

まず、報告第14号「農地法第4条第1項第7の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第14号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第15号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

- 事務局 報告第15号について説明いたします。
【議案書朗読】
当該届出については、法定記載事項にもれがないこと等が確認できたため、事務局長専決により届出を受理しましたので、報告いたします。
- 議長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、御質問はありませんか。
- 委員 (質問なし)
- 議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第16号「農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件」を報告します。
事務局の報告をお願いします。
- 事務局 報告第16号について説明いたします。
【議案書朗読】
当該届出は、法定記載事項がもれなく記載されていることを確認し、事務局長専決により届出を受理しましたので、報告いたします。
- 議長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、御質問はありませんか。
- 委員 (質問なし)
- 議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第17号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。
- 事務局 報告第17号について説明いたします。
【議案書朗読】
現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。
- 議長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、御質問はありませんか。
- 委員 (質問なし)
- 議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます
以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。
これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後3時00分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

(委員)

(委員)
